

各位

平成 19 年 4 月 2 日  
放射線取扱主任者  
伴 秀一

### 放射光科学研究施設・ストレージリングに係る「管理区域等」の変更について

放射光科学研究施設光源棟の**管理区域**及び周辺監視区域の**区画及び標識**が添付図の通り変更となりましたのでお知らせ致します。

1. 光源棟北東の土盛りが一部周辺監視区域となりました。
2. 2階搬入前室、サービスヤード、ダクトスペースが一般管理区域となりました。
3. 放射性同位元素が使用できる場所は、光源棟実験室と発生装置室内のみとなりました。

---

配布先 : 機構長

: (素核研)所長、副所長

: (物構研)所長、副所長、各主幹、伊澤正陽、小林克己

: (加速器)施設長、総主幹、各主幹

: (共通)施設長、各センター長、各区域放射線担当者、管理室員

: 安全衛生推進室、各研究系事務室

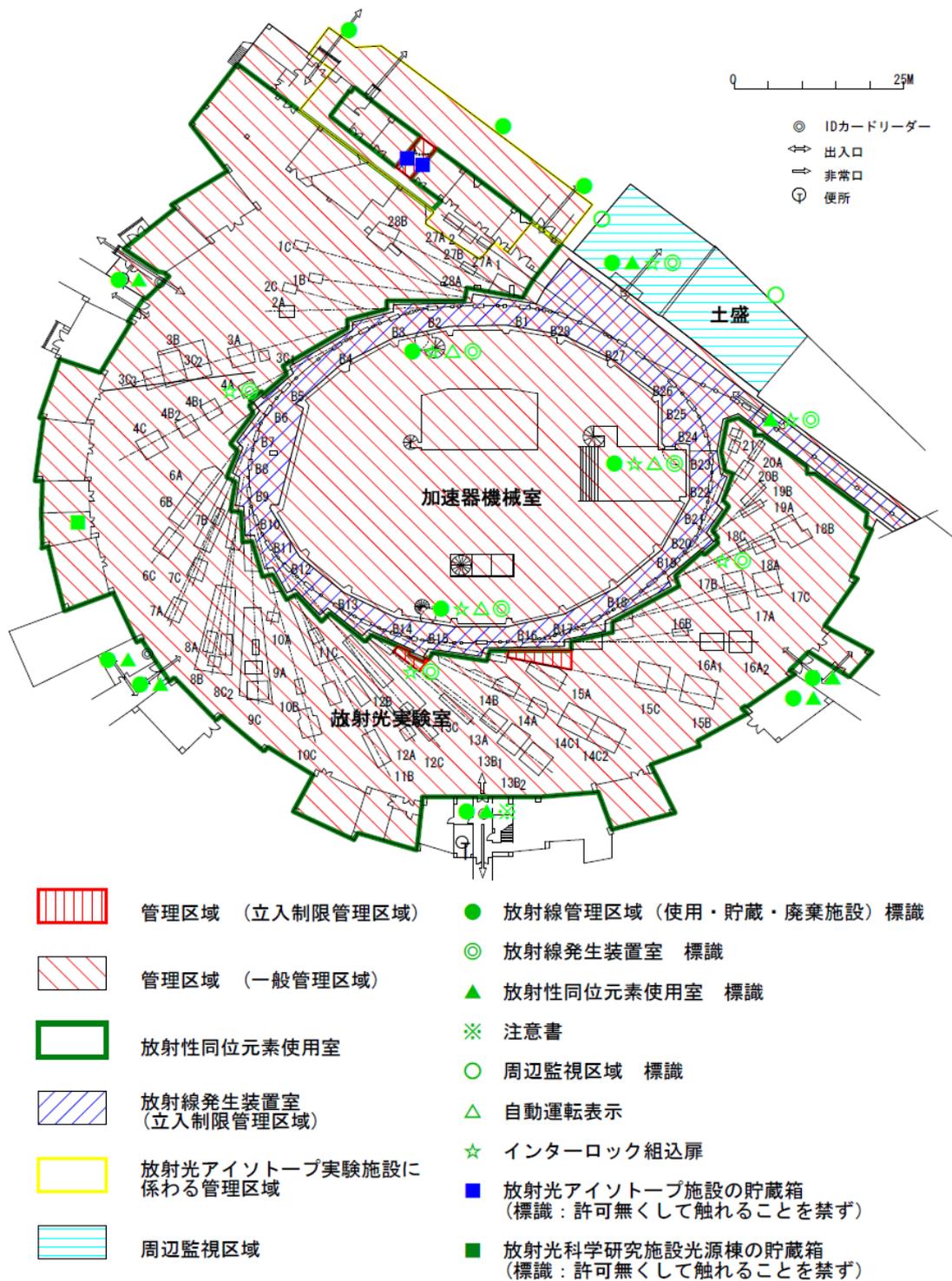


図1 放射光科学研究施設1階の管理区域

加速器機械室を放射性同位元素使用室から外し、屋外土盛りを周辺監視区域にする。

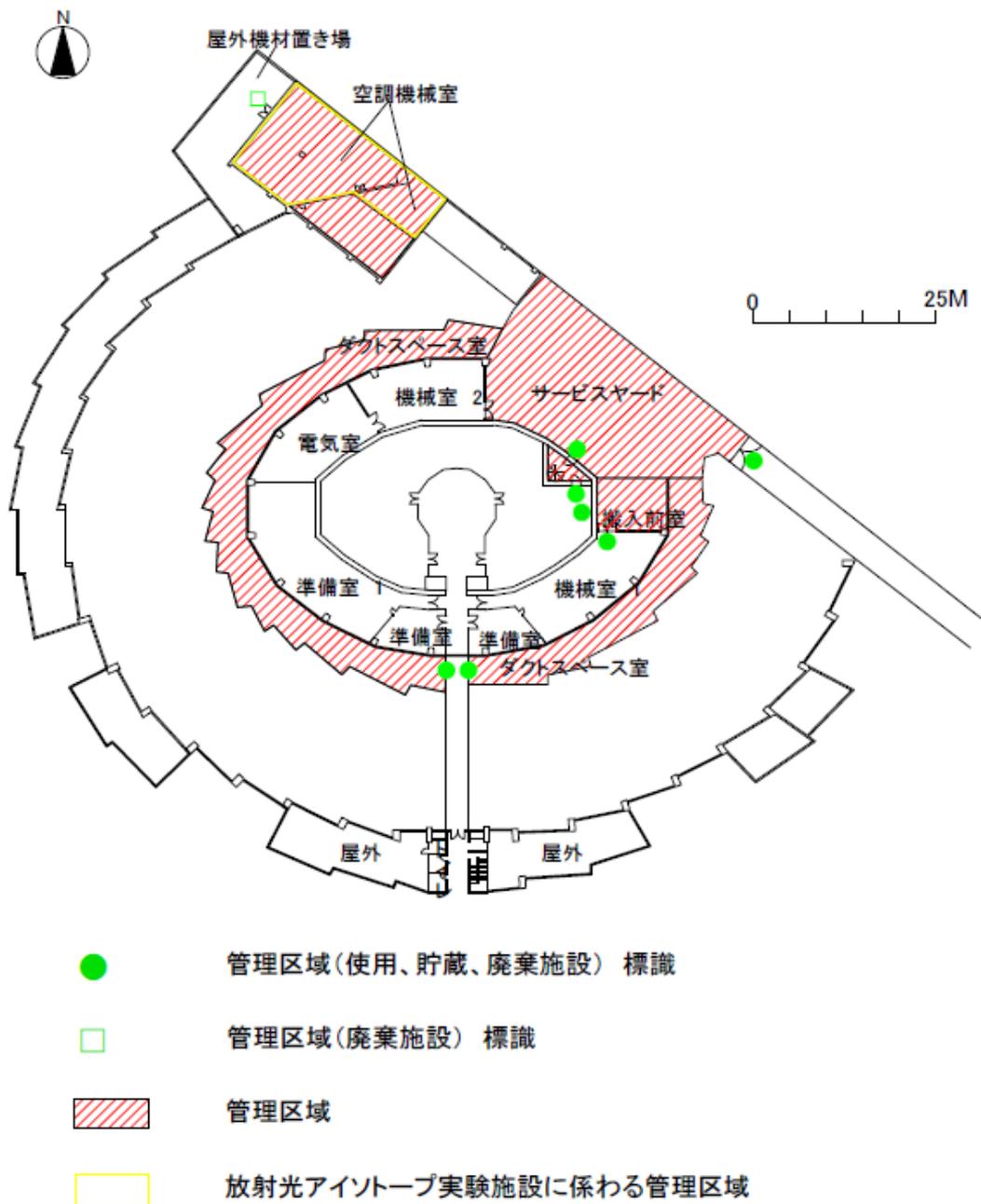


図2 放射光科学研究施設2階の管理区域

サービスヤード、搬入前室、ストレージング上部のダクトスペース室を管理区域とする。